

令和7年1月28日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

串間市長 島田俊光

市町村名 (市町村コード)	串間市 ( 45207 )
地域名 (地域内農業集落名)	奈留川原田地区 ( 奈留 )
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月5日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

奈留川原田地区は、串間市中心部から北東へ約6kmに位置し、水田において水稻、食用甘藷、かぼちゃの作付が行われている。しかしながら、農道は狭小・老朽化と耕作条件が厳しく、更には鳥獣被害の増加が大きな問題となっている。また、担い手については認定農業者(2名)が確保できているが、10年後には担い手が減少することが懸念される。

## 【地域の基礎的データ】

農業者:5人(うち50歳代以下0人)、組織経営体:なし

## (2) 地域における農業の将来の在り方

奈留川原田地区には、多面的機能を有する農地を維持するために設立した「奈留川原田集落(中山間地域等直接支払制度)」が存在しており、この協定集落が中心となって担い手への農地集積や電気柵の共同設置を実施するとともに農道整備について検討を行っていく。

現在、地区内では水稻、食用甘藷、かぼちゃの作付けが行われており、今後も引き続き産地の維持・発展を図りつつ、収益性の高い作物(特に土地利用型作物)の導入を検討していく。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

## (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	18.71 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	1.28 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	17.43 ha

## (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

中山間地域等直接支払制度事業に取り組んでいる範囲を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用し、認定農業者等の担い手を中心に農地の集積・集約化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地区内の農地については、所有者の意向を踏まえた上で農地中間管理機構に貸し付けし、その農地を担い手に集積・集約していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
農道の整備について、国・県補助事業等の活用を検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
関係機関・団体と連携を図りつつ、地区内の多様な経営体が農業経営を展開できるよう、奈留川原田集落(中山間地域等直接支払制度)がサポートを行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地区内有志による集落営農組織の設立を検討し、作業受託(水稻・食用甘藷)による農作業の効率化等を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣被害防止対策については、電気柵の設置で被害防止を図るとともに、串間市猟友会との連携による駆除を進める。
- ⑨農地の有効活用を図るため、農道整備を検討していく。